

産業界を席卷する中国のデジタル変革 ～2018年のGDP成長に68%寄与

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス2

産業界を席卷する中国のデジタル変革～2018年のGDP成長に68%寄与.....2

▶ デジタル経済とは、デジタル化した知識や情報を生産要素として、デジタル技術の革新を駆動力として、また、現代情報ネットワークを媒介とする経済形態で、デジタル技術と実体経済の深い融合を通じて、従来型産業のデジタル化、スマート化の水準を向上し、経済発展と政府ガバナンスモデルの再構築を加速させることである。デジタル経済は、以下三つの部分で構成されている。①デジタル産業化、すなわちデジタル技術の革新とデジタル製品の生産で、電子情報製造業、情報通信業、ソフトウェアサービス業、インターネット産業など、②産業デジタル化、すなわち従来型産業がデジタル技術やデジタル製品の使用によってもたらした生産高の増加と生産効率の向上、③デジタル化ガバナンス、ガバナンスモデルの革新、ガバナンス体系の整備、ガバナンス能力の向上など。

人事労務コンサルティング情報/中智上海.....9

社会保険料の納付に関するQ&A～9

▶ 今年から、社会保険料の納付基準となる、当市前年度従業員平均賃金の計算方法が調整されたために、金額に大きな変動が生じています。そこで、現在までに発表された社会保険納付基数を整理しました。合わせて、社会保険の納付に関してよくある質問を共有させていただきます。

君合の中国法コラム11

『インターネット取引監督管理弁法(意見募集稿)』における消費者の個人情報保護の強化.....11

▶ 2019年4月30日、国家市場監督管理総局は、『インターネット取引監督管理弁法(意見募集稿)』(以下「意見募集稿」という)を公布した。意見募集稿は、現行の『インターネット取引管理弁法』(以下「現弁法」という)を修正する形であり、既に公布済みの『消費者権利保護法』、『サイバーセキュリティ法』、『電子商務法』等の関連法令を踏まえて作成されたものである。本稿では、意見募集稿における消費者の個人情報保護に関する規定のポイントを解説する。

三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2019年6月).....14

メインピックス

産業界を席卷する中国のデジタル変革～2018年のGDP成長に68%寄与

デジタル経済は情報技術革命の発展に伴い出現した新たな経済モデルであり、農業経済、工業経済に続く新型経済形態である。2018年11月に開かれたG20アルゼンチンサミットで、習近平国家主席は、イノベーションを奨励し、デジタル経済と実体経済の深い融合を促進すると強調した。2019年政府活動報告では、ビッグデータや人口知能の研究開発を深化させ、次世代情報技術、ハイエンド設備、バイオ医薬、新エネルギー自動車、新材料などの新興産業集積を育成し、デジタル経済を成長させることを明らかにした。

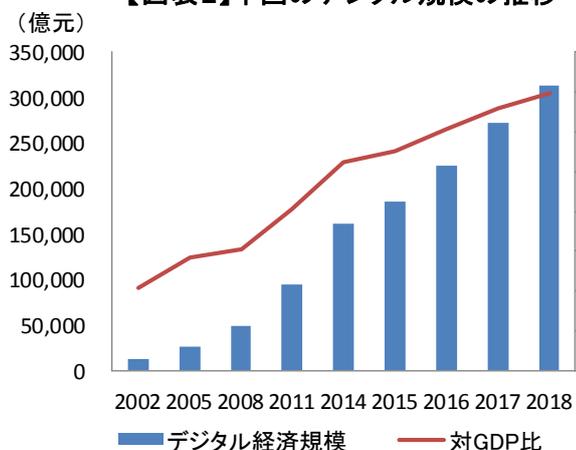
デジタル経済とは、デジタル化した知識や情報を生産要素として、デジタル技術の革新を駆動力として、また、現代情報ネットワークを媒介とする経済形態で、デジタル技術と実体経済の深い融合を通じて、従来型産業のデジタル化、スマート化の水準を向上し、経済発展と政府ガバナンスモデルの再構築を加速させることである。デジタル経済は、以下三つの部分で構成されている。①デジタル産業化、すなわちデジタル技術の革新とデジタル製品の生産で、電子情報製造業、情報通信業、ソフトウェアサービス業、インターネット産業など、②産業デジタル化、すなわち従来型産業がデジタル技術やデジタル製品の使用によってもたらした生産高の増加と生産効率の向上、③デジタル化ガバナンス、ガバナンスモデルの革新、ガバナンス体系の整備、ガバナンス能力の向上など。

*以下全ての図表は中国信息通信研究院のデータを基に作成

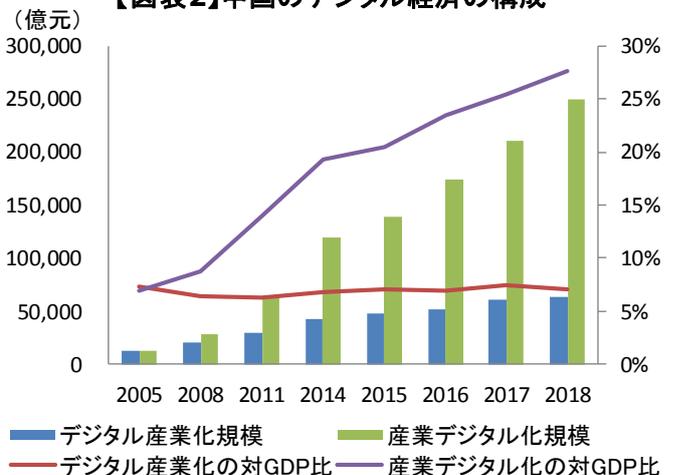
I. デジタル経済の規模と構成

中国信息通信研究院の計算によると、中国における2018年のデジタル経済規模は31兆2,934億元となり、GDP(国内総生産)に占める割合は34.8%と、前年より1.9ポイント上昇した。2035年までのデジタル経済規模は150兆元となり、GDPに占める割合は55%を突破し、先進国水準に達すると見込まれている。2018年のデジタル経済のGDP成長に対する貢献率は67.9%と、同12.9ポイント上昇した。2003～2018年、中国におけるデジタル経済の成長率は同期のGDP成長率を上回り、2011年以降、両者の差は拡大傾向にある。2018年のデジタル経済の名目ベース伸び率は20.9%増で、同期のGDP成長率を11.2ポイント上回った(図表1)。

【図表1】中国のデジタル規模の推移



【図表2】中国のデジタル経済の構成



2018年、デジタル産業化の規模は6兆4,119億元で、GDPの7.1%、デジタル経済全体の20.5%を占めている。他方、産業デジタル化の規模は前年比23.1%増の24兆8,815億元で、デジタル経済に占める割合は

2005年の49%から2018年の79.5%に、GDPに占める割合は2005年の7%から2018年の27.6%に上昇した。2005年以降の産業デジタル化の年平均伸び率は25%を超え、同期のGDP伸び率をはるかに上回り、デジタル経済成長に対する貢献度は86.4%となった(図表2)。産業デジタル化部分の割合はデジタル産業化部分を上回るのは、中国におけるデジタル技術、製品、サービスの各業界への融合・浸透が加速し、その他産業の生産・効率向上に対する牽引力が強化されたことを示している。産業デジタル化はデジタル経済成長の主なエンジンとしての地位が向上し、デジタル経済内部の構造が最適化している。

近年来、各地方政府はデジタル経済関連政策を打ち出し、デジタル経済の持続的な発展を推進する。浙江省は「浙江省デジタル経済5年倍增計画」、貴州省は「貴州省デジタル経済発展計画(2017-2020年)」、福建省は「2018年デジタル福建工作要点」、広東省は「広東省デジタル経済発展計画(2018-2025年)」、陝西省は「陝西省2018年デジタル経済工作要点」、広西チワン族自治区は「広西デジタル経済発展計画(2018-2025年)」、安徽省は「安徽省はデジタル経済発展を支持する政策」をそれぞれ発表した。

2017年、10省・市のデジタル経済規模は1兆元台を超えたのに続き、2018年、河北省のデジタル経済規模も1兆元を超えた。そのうち、広東省は4兆元以上でトップを走り、2位の江蘇省は3兆元超、3位と4位の山東省と浙江省は2兆元超、5位以下の上海、北京、福建、湖北、四川、河南、河北が1兆元を超えた。その他の大多数の省・市のデジタル経済規模は1,000億元～1兆元にあるが、寧夏、青海のデジタル経済規模は600～900億元にとどまった。

2018年、各省・市のデジタル経済伸び率は10%～25%にあり、同期の地域GDP伸び率(3%～10%)をはるかに上回った。そのうち、貴州、福建のデジタル経済伸び率は20%、江西、浙江、江蘇は19%、陝西、広東、新疆、山西、安徽、上海、山東、四川などは15%をそれぞれ上回り、その他の地域は10%を上回った。各省・市のGDPに占めるデジタル経済の割合はいずれも20%を超えており、そのうち、北京と上海は50%、広東、天津、浙江、江蘇は40%、福建、山東、湖北、重慶、遼寧、四川は30%を超えた。

重点地域からみると、デジタル経済規模では2018年、長江デルタ地域は最大の8兆6,300億元、珠江デルタ地域(4兆3,100億元)と京津冀地域(3兆4,600億元)は2位と3位を占め、東北地域(1兆6,000億元)と西北地域(1兆2,600億元)は未だ低水準にある。デジタル経済規模は地域経済の発展水準に強く関わるのが分かる。デジタル経済規模の対GDP比では、珠江デルタが最高の44.3%、長江デルタ(40.9%)と京津冀(40.7%)が次いでおり、東北(28.2%)と西北(25.6%)地域が低い。デジタル経済の伸び率では、長江デルタ(18.3%)と珠江デルタ(17.6%)が最も速く、西北地域(16.7%)は京津冀(14.2%)と東北地域(11.3%)を上回った。デジタル経済の構造をみると、産業デジタル化は依然として各地域のデジタル経済発展のエンジンであり、経済未発達地域のデジタル経済産業化のレベルが高く、西北地域(90.8%)の産業デジタル化の割合が最も高く、東北地域(88.8%)、京津冀(79.9%)が次いでいる。一方、情報通信産業が発達している珠江デルタ(62.6%)と長江デルタ(71.3%)の産業デジタル化の割合が低い。

II. デジタル産業化

通信業

2018年の通信業務量は前年比137.9%増の6兆5,556億元、業務収入は同3.0%増の1兆3,010億元となった。2018年12月末時点のモバイルブロードバンドユーザー(3Gと4G)数は13.1億人、うち4Gユーザー数は11.7億人となり、前年より1億6,900万人増加した。固定インターネットブロードバンド接続ユーザー数は4億70万人、うち光ファイバー(FTTH/O, Fiber To The Home/Office)接続ユーザーは3億6,800万人で、全体の90.4%を占めており、前年より6.1ポイント上昇した。通信速度100Mbps以上の固定インターネットブロードバンド接続ユーザー数は2億8,600万人で、全体の70.3%を占めており、前年より31.4ポイント上昇した。2018年のモバイルインターネット接続によるデータ消費量は前年比189.1%増の711億GBとなり、伸び率は同26.9ポイント上昇した。

次世代無線通信技術標準「5G」は超高速・低遅延・多数同時接続といった特徴を有しており、人と人だけでなく、人とモノ、モノとモノの通信を実現でき、「万物互聯」(すべての人やモノがインターネットにつながる)、人

間とコンピュータの相互作用(HCI)の新時代を迎える。世界移動体通信事業者団体(GSMA)の予測によると、世界における5G接続端末は2019年の100万から2025年の14億に達し、年平均成長率は232%となり、うち中国、米国と日本の接続数は全体の55%を占める見通し。

5Gはスマートホーム、スマート医療、仮想現実といったモバイルインターネットにおける応用体験の向上、スマートシティ、コネクテッドカーといったモノのインターネット(IoT)分野、産業制御、工場自動化といった産業インターネット分野において、実体経済とより広く結合し、デジタル化への転換を促進すると見込まれる。

中国信息通信研究院の計算によると、2020~2025年、5G商用化による直接的な経済生産高は10兆6,000億元、付加価値ベース生産高は3兆3,000億元、間接的な付加価値経済生産高は8兆4,000億元となる。また、2025年までに、5Gは300万以上の雇用機会を創出すると見込まれる。

電子情報製造業

2018年、電子情報製造業の一定規模以上付加価値ベース生産高は前年比13.1%増で、全体を6.9ポイント上回った。一定規模以上電子情報製造業の主要業務収入は同9.0%増、利益総額は同3.1%減、営業利益率は4.5%、営業コストは同9.1%増となった。輸出出荷額は同9.8%で、伸び率は前年より4.4ポイント低下した。内訳をみると、通信設備製造業、電子部品・電子専用材料製造業、コンピュータ製造業の付加価値ベース生産高はそれぞれ13.8%、13.2%、9.5%の増加となった。

ソフトウェア・情報技術サービス業

2018年、ソフトウェア・情報技術サービス業の一定規模以上企業数は前年より2,881社増の3.78万社、累計ベースソフトウェア業務収入は前年比14.2%増の6兆3,061億元、利益総額は同9.7%増の8,079億元となった。情報伝送・ソフトウェア・情報技術サービス業の付加価値ベース生産高は前年比30.7%増で、伸び率は各業界のトップを占め、GDPに占める割合は3.6%となった。内訳をみると、ソフトウェア製品収入は同12.1%増の1兆9,353億元で、業界全体の30.7%を占める。情報安全と工業ソフトウェア製品収入は1,698億元と1,477億元で、それぞれ同14.8%と同14.2%の増加。情報技術サービス収入は同17.6%増の3兆4,756億元で、業界全体の55.1%を占める。組み込みシステムのソフトウェア収入は同6.8%増の8,952億元で、業界全体の14.2%を占める。

インターネットと関連サービス業

2018年の一定規模以上インターネットと関連サービス業の業務収入は前年比20.3%増の9,562億元、地域別トップ3の広東、上海、北京のインターネット業務収入はそれぞれ同26.5%、20%、25.2%の増加となった。内訳をみると、インターネット情報サービス収入は同20.7%増の8,594億元で、全体の89.4%を占める。そのうち、電子商取引(EC)プラットフォームの収入は同13.1%増の3,667億元、ネットゲーム業務収入は同17.8%増の1,948億元。12月末時点、インターネット企業が配置したサーバー数は同31.8%増の141万台。インターネットデータセンターの業務収入は同8.0%増の158億元、インターネット接続業務収入は同11.8%減の146億元となった。インターネット業界は調整期を迎えており、アリババ、テンセント、バイドゥ、ジンドンなどのインターネット大手企業は新興分野への進出を加速し、企業構造の高度化を推進する。例えば、テンセントは2018年9月、従来の7大事業群(BG)の上に、クラウド・スマート産業事業群(CSIG)、プラットフォーム・コンテンツ事業群(PCG)を新設し、発展重点を基本的な接続から各業界のデジタル化のアシスタントへ転換している。

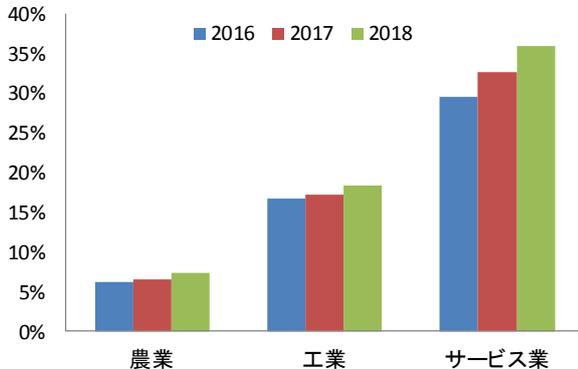
情報消費には情報製品(スマートフォン、ウェアラブルデバイス、デジタルホーム)と情報サービス(通信、インターネット情報、ソフトウェア応用)の消費が含まれており、2018年の情報消費規模は約5兆円で、伸び率は10%を超え、最終消費支出の10%を占めると推計される。

Ⅲ. 産業デジタル化

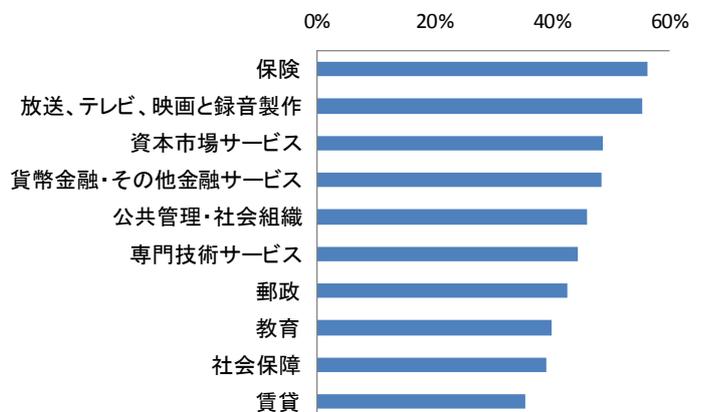
各業界におけるデジタル経済の発展水準には大きな差異があり、サービス業が工業より高く、工業が農業より高い特徴を示している。2018年、サービス業、工業、農業の付加価値生産高に占めるデジタル経済の割合

はそれぞれ 35.9%、18.3%、7.3%で、前年より 1.1 ポイント、3.3 ポイント、0.7 ポイント上昇した。工業におけるデジタル経済の割合の上昇幅は前年より 0.7 ポイント、農業とサービス業は 0.3 ポイント拡大した(図表 3)。

【図表3】3次産業におけるデジタル経済の割合



【図表4】サービス業におけるデジタル経済の割合



工業のデジタル化が加速

2018年の工業サブ業界の付加価値生産高に占めるデジタル経済の割合をみると、工業全体 12%の業種のデジタル経済の割合は 20%を超え、28%の業種は 10%~20%にあり、60%の業種は 10%以下にとどまった。主な業種として、石油・天然ガス採掘、鉄金属採掘、紡績、医薬製品、鉄鋼、自動車におけるデジタル経済の割合は前年よりそれぞれ 1.0 ポイント、1.3 ポイント、0.8 ポイント、1.0 ポイント、0.9 ポイント、0.9 ポイント上昇し、上昇幅は 0.4~0.6 ポイント拡大した。

供給側において、4G や光ファイバーストックネットワークの整備、プラットフォーム供給能力の強化、安全保障体系の構築、需要側において、コスト削減・質・効率向上、イノベーション加速、企業協働や産業集積の強化により、産業インターネットは大きな突破を遂げた。

2018年以降、中国の 5G 研究開発と産業化が加速しており、5G の 3 大技術である高速大容量(eMBB)では工業設計、データ分析。高信頼・低遅延(URLLC)ではモニタリング、倉庫・物流。多数同時接続(mMTC)では産業用ロボット、自動化制御といった分野において、5G 応用が進んでいる。

サービス業のデジタル化がリード

サービス業のうち、デジタル経済が同業界の付加価値生産高に占める割合の上位 10 業種は図表 4 のとおり。保険、放送、テレビ、映画と録音製作におけるデジタル経済の割合は半分を超え、資本市場サービスにおいて、全体の 30%の業種のデジタル経済の割合が 30%~40%、全体の 61%の業種が 10%~30%の間にある。建築内装・その他建築サービス、飲食業におけるデジタル経済の割合が最も低く、9.3%と 6.4%にとどまった。

インターネット普及率の向上はサービス業におけるデジタル経済発展を支えており、2018年12月時点、中国のネット利用者は 8 億 2,900 万人に達し、普及率は 59.6%と 2017 年より 3.8 ポイント上昇した。小売分野において、「電子商務法」が打ち出され、電子商取引業者の納税、海外代理購入、虚偽口コミなどの問題に対して規範化した。2018年、中国の実物商品ネット小売額は前年比 25.4%増の 7 兆 198 億元で、社会消費財小売総額の 18.4%を占め、同 3.4 ポイント上昇した。スマート物流分野において、ブロックチェーンや人口知能技術の応用が効果を上げた。電子決済分野において、モバイル決済技術の普及は取引双方のコストを大きく引き下げ、効率向上に役立った。2018年のモバイル決済業務件数は前年比 61.2%増の 605.3 億件、金額は同 36.7%増の 277 兆 3,900 億元となった。ソーシャル・エンターテインメント分野において、抖音(TikTok)、快手に代表されるショート動画は人々のライフスタイルに大きな影響を与えており、利用者規模は 6 億 4,800 万人、利用率は 78.2%となった。

農業のデジタル化は低水準にある

農業生産のデジタル化水準は依然として低く、平均水準を大きく下回り、潜在的な発展余地がある。デジタル経済の割合は林業、漁業、農業、牧畜業の順に高いが、最高の林業品が13%以下、最低の牧畜業品が5%以下にとどまり、サービス業と工業のデジタル化水準をはるかに下回った。

2018年の「中央1号文書」・「国务院の農村振興に関する戦略的意見」では、農村EC発展を促進するインフラ建設、インターネットに基づいた新型農業産業モデルの発展、「電子商務進農村総合試行」(ECの農村への浸透)の実施、農村流通の現代化といった計画を示した。農業におけるデジタル経済の発展は、生産側のスマート農業、消費側の農村ECを通じて、効率向上と販路開拓から推進することが必要である。中国のスマート農業の市場規模は2015年の137億ドルから2020年の268億ドルに拡大し、年平均伸び率は14.3%と予測されている。2018年時点の農村EC企業は980万社、2,800万人の雇用を創出し、農産品のネット小売額は前年比33.8%増の2,305億元となった。

IV. デジタル経済の雇用状況

雇用受け皿としての能力向上

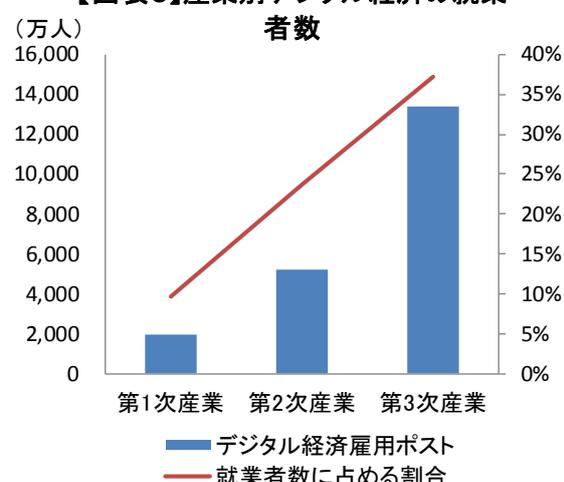
デジタル経済の発展はシェアリングエコノミー、「衆創(ソーシャルイノベーション)」、「衆包(クラウドソーシング)」といった弾力的・新たな雇用モデルを生み出し、雇用構造の最適化を推進した。2018年、中国におけるデジタル経済分野の雇用ポストは前年比11.5%増の1億9,100万件、通年の就業者数全体の24.6%を占めている(図表5)。そのうち、デジタル産業化分野の雇用ポストは同9.4%増の1,220万件、産業デジタル化分野の雇用ポストは同11.6%増の1億7,800万件となった。従来型産業のデジタル化転換は労働力の受け皿としての役割が大きい。

産業別にみると、2018年、第1次産業のデジタル化転換関連ポストは1,928万件で、第1次産業就業者数に占める割合は2ポイント上昇の9.6%。第2次産業のデジタル化転換関連ポストは5,221万件で、第2次産業就業者数に占める割合は1.4ポイント上昇の23.7%。第3次産業のデジタル化転換関連ポストは13,426万件で、第3次産業就業者数に占める割合は4ポイント上昇の37.2%となった(図表6)。取引にかかる費用が高く、固定資産の割合が低く、技術集約度が低い第3次産業のデジタル化進展の難易度が低い。一方で、取引費用が低く、固定資産の割合が高く、技術集約度が高い第2次産業のデジタル化進展の難易度は高い。例えば、従来型のタクシー運転者はネット配車の運転者へのシフトは容易であるが、一方、普通の生産労働者は人間とコンピュータの相互作用、インテリジェンス意思決定支援システムといった技術をマスターしたデジタル技能型人材への転換は困難である。

【図表5】デジタル経済の就業者数の推移



【図表6】産業別デジタル経済の就業者数



地域別にみると、雇用規模では、2018年、山東(2,159万件)、広東(2,088万件)のデジタル経済雇用ポストが最も多く、河南、江蘇、浙江、四川、河北、湖北、安徽などのデジタル経済雇用ポストも1,000万件を超えた。

福建、湖南、広西、江西、雲南、上海、遼寧、北京、貴州などのデジタル経済雇用ポストは500万件を超えているが、西部の寧夏(84万件)、青海(68万件)のデジタル経済雇用ポストが少ない。

雇用伸び率では、貴州省(18.1%)のデジタル経済発展による雇用増加率が最も高く、福建(13.8%)、江蘇(13.0%)はそれに次いでおり、重慶、浙江、新疆、天津、上海、広東、山東、北京、江西などの増加率は10%以上、青海、内モンゴル、黒竜江、甘肅の増加率は2%以下となった。雇用割合では、上海(47.2%)、北京(44.1%)のデジタル経済雇用ポストの割合が最も高く、天津、福建、浙江、山東、広東、湖北が3割以上だったが、甘肅(19.1%)のデジタル経済雇用ポストの割合が最も低かった。

構造的失業リスクの防止

デジタル経済の発展に伴い、デジタル技術が経済社会の各分野に応用され、企業の生産効率、組織分業、産業構造が大きく変わり、構造的な失業リスクを増大させた。

① デジタル技術の応用

近年来、中国における産業用ロボットの生産台数が増加傾向を示しており、2018年上半期、産業用ロボットの生産台数は前年同期比23.9%増の73,849台となった。スマートマシン・設備の運用は人員流失率が高く、納期期限が短く、安全面といった問題に対応できる。一方、「機器換人」(人の仕事をロボットに置き換える)により、失業に対する懸念も高まっている。夏のダボス会議で発表された「2018 未来就業」レポートによると、今後、自動化技術とスマート技術の発展により、7,500万人の雇用が代替されると予測されている。中国の製造業はグローバルバリューチェーンのミドル・ローエンドにあり、組立などの一般的作業に従事し、就業者の技能レベルが低いいため、ロボットに代替される可能性が高く、雇用の圧力も拡大している。

デジタル経済は取引コストを大幅に削減し、分業の専門化・精密化が進んでいる。実体経済のデジタル化を通じて、分散した生産実体を一体化にし、協働作業によって生産効率の向上を実現した。労働需要が変わらない前提では、労働者効率の向上が労働者人数を大きく減らした。

② 新旧業態交代

近年来、デジタル技術のイノベーションは多分野で展開され、デジタル技術の利用が広く・深くなりつつあり、新モデル・新業態が続出し、一部の従来型分野は大きな衝撃を受け、関連産業の失業リスクが増大している。卸売・小売分野において、アリババ、ジンドン、拼多多などEC大手企業は大きな成功を収めた。一方、伝統的な商品取引市場は低迷期に入った。2013～2018年、1億元以上の商品取引市場数は減少し続け、2018年末で累計減少幅は10%以上、成約額の平均伸び率は4%以下でネット小売の1/10にとどまった。

生活・文化分野において、ウェブメディアや電子書籍の発展は、新聞・雑誌などの紙媒体に影響を与えており、2018年末時点、中国の新聞発行部数と雑誌印刷部数がピークの2002年からそれぞれ11ポイント、25ポイント減少した。生産製造分野において、次世代情報技術と製造業の融合は産業変革をもたらし、新たな生産方式、産業形態、ビジネスモデルと成長エンジンを生み出し、世界各国は科学技術革新に注力し、質の高い発展を推進している。「製造業人材発展計画指針」によると、2025年までに、中国の次世代情報技術産業、ロボット産業の人材不足は950万人と450万人と予測されており、人材の質向上や採用は構造的失業に対応する解決策の一つとなっている。

③ 産業構造転換

デジタル経済は中国経済の成長パターンの転換を推進し、サービス業は中国の主導産業になりつつある。2018年、中国のサービス業の付加価値生産高は46兆9,575億元で、GDPに占める割合は52.2%と、第2次産業を11.5ポイント上回った。サービス業の付加価値生産高は前年比7.6%増で、5年連続で第2次産業を追い抜き、経済成長に対する貢献率は6割で、主な成長エンジンとなった。中国における人材供給構造の調整は産業構造の変化より遅れており、情報伝送、コンピュータサービス・ソフトウェア、製造業、金融業、不動産業、リース・商務サービス業、卸売・小売業などの人材ニーズが大きい。

当面の世界経済は工業経済からデジタル経済へ転換する変革期にあり、今後10～20年、デジタル化は各産業でブームを巻き起こし、テクノロジーは新しいビジネスモデルの創造や業界構造の質的転換を後押しすることが予想される。

2018年4月、第1回「デジタル中国」サミットは福州で開催され、「情報化で現代化を牽引、デジタル中国の構築を加速」をテーマに、中国における電子政務、デジタル経済の発展成果や実行過程を紹介した。参加企業は293社、デジタル経済関連プロジェクトは400件、投資総額は3,600億元となった。2019年5月、第2回「デジタル中国」サミットも福州で開かれ、今回のテーマは「情報化で新動力を育成、新動力で新発展を推進、新発展で新たな輝きを築く」。今年のサミットは電子政務、ビッグデータ、モノのインターネットのほか、デジタルヘルス、インターネット科学技術、衛星応用、デジタル生態、産業インターネットなどのフォーラムを増設した。

2016年の政府活動報告から、「インターネット+」、デジタル経済、「スマート+」について相次いで言及した。5G、モノのインターネット、産業インターネットといった技術は今後数年間、拡大期を迎える。各種ネットインフラの整備や関連技術の応用に伴い、デジタル中国の建設はピーク期に入り、中国におけるデジタル経済発展、産業高度化および各業界の融合発展に土台を築くと見込まれる。新旧エンジンの転換期にある中国経済にとって、デジタル化と従来産業の融合を通じて、次世代技術革命を起こし、新たな技術革新と省エネ化をもたらすことが予想される。

MUFG バンク(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

人事労務コンサルティング情報/中智上海

社会保険料の納付に関する Q&A～

今年から、社会保険料の納付基準となる、当市前年度従業員平均賃金の計算方法が調整されたために、金額に大きな変動が生じています。そこで、現在までに発表された社会保険納付基数を整理しました。合わせて、社会保険の納付に関してよくある質問を共有させていただきます。

I. 2019年社会保険納付基数(公布済み15省市)

現在、全国15の省と市が2019年社会保険納付基数を公布しており、ほとんどの地域で社会保険料納付基数が低下しました。そのうち、上海と北京の社会保険料納付基数の上限が2万元を超えました。上海市の社会保険料納付基数の上限が最も高く、24,633元に達し、計算では上海市の社会保険料納付賃金基準は8,211元に達し、今のところ全国で唯一8,000元を超えています。現在、社会保険料納付基数が上昇した地域は上海と杭州だけです。

一般的に、本人の月額平均賃金が当地の月額平均賃金の60%を下回る場合、当地の従業員平均月額賃金の60%で納付し、これが基数の下限となります。当地の従業員月額平均賃金の300%を超える場合、当地の従業員月額平均賃金の300%で納付し、これが基数の上限となります。

北京市、四川省では2種類の社会保険料納付基数の下限を公布しており、北京市の基本養老保険及び失業保険の納付基数の下限は3,613元、労災保険等の下限は4712元となります。四川省における従業員基本養老保険の個人月額納付基数の下限は2,697元、機関事業単位養老保険の個人月額納付基数は3,236元となります。

一部省市の社会保険料納付基数				
省市	社会保険料納付賃金基準(元)	上限(元)	下限(元)	変動幅
上海	8,211	24,633	4927	増 15.1%
北京	7,855	23,565	4713/3613	減 7.2%
広東	5,782	17,346	3469	減 13.3%
杭州	5,536	16,608	3321.6	増 8.7%
四川	5,393	16,179	3236/2697	減 9.6%
福建	5,389	16,168	3234	減 6.3%
陝西	5,201	15,603	2601	減 7.45%
寧夏	5,171	15,513	3103	減 14.7%
江西	4,736	14,208	2842	減 7.5%
河北	4,727	14,181	2836	減 13.1%
黒竜江	4,608	13,823	2765	減 2.7%
山西	4,565	13,695	2739	減 11%
安徽	4,519	13,556	2711	減 20.2%
湖南	4,382	13,146	2629	減 20.3%
河南	4,106	12,318	2464	減 12%

II. 非全日制従業員の社会保険料は使用者に納付する義務がありますか？

いわゆる「非全日制雇用」とは、時間給に基づき、同じ使用者の下での労働時間が一日4時間を超えず、週の労働時間が24時間を超えない労働形態を指します。

『社会保険法』には、使用者の下で基本養老保険に加入していない非全日制従業員は、基本養老保険に加入する事ができ、個人で基本養老保険料を納付すると規定しています。実務において、使用者には非全日制従業員のために養老、失業、医療、生育保険を納付する必要はありませんが、労災保険は使用者が必ず納付しなければならない事に注意が必要です。

Ⅲ. 出向者の社会保険料はどちらの会社が負担しますか？

グループ企業内や関連企業の間で出向者を派遣するケースはよくあります。一般的に、出向者が出向元の会社と労働関係を維持している場合、出向元の会社は労働契約を締結しなければならず、労働契約に関する内容を出向先の会社との間で契約を締結し、従業員の給与、保険、福利、休暇等の関連待遇、その他社会保険料を誰が負担するか等について明確にする事ができます。例えば、出向元の会社が関連費用を納付する約定や、出向元の会社が納付するが費用を出向先の企業が負担する約定をする事ができます。

出向先の会社と出向元の会社がこの問題について明確に約定していない場合について、『労働部「中華人民共和国労働法」の執行貫徹に関する若干問題の意見』には、出向者の社会保険料は、規定に基づき出向元の使用者と個人が引き続き納付すると規定しています。

当資料は情報提供のみを目的として、中智上海によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

中智上海经济技术合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は1987年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。中智では現在、世界500強企業239社傘下の1057社や中国500強企業148社傘下の611社を含む全世界の企業7.6万社の企業やそこで勤めている202万名以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員へ人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日企倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

君合の中国法コラム

『インターネット取引監督管理弁法(意見募集稿)』における消費者の個人情報保護の強化

2019年4月30日、国家市場監督管理総局は、『インターネット取引監督管理弁法(意見募集稿)』(以下「意見募集稿」という)を公布した。意見募集稿は、現行の『インターネット取引管理弁法』(以下「現弁法」という)を修正する形であり、既に公布済みの『消費者権利保護法』、『サイバーセキュリティ法』、『電子商務法』等の関連法令を踏まえて作成されたものである。本稿では、意見募集稿における消費者の個人情報保護に関する規定のポイントを解説する。

I. 消費者個人情報保護の義務者となる「経営者」

意見募集稿第7条等の関連規定は、『電子商務法』の規定と一致しており、(1)ECプラットフォームの運営者(例えば、タオバオ、Amazon等)、(2)ECプラットフォームに出店している経営者(例えば、タオバオに出店している組織/個人)、及び(3)自社サイトやその他のインターネットサービスを通じて商品の販売又はサービスの提供を行うインターネット取引業務の経営者(we-chatで商品を販売している組織/個人も含む)を総称して「インターネット取引の経営者」としており、自然人であるか法人又は非法人組織であるかを問わず、消費者の個人情報保護義務を負うものとして、意見募集稿の対象となる。

II. 消費者個人情報保護義務

意見募集稿は、主に情報の収集、管理、使用、及び消費者による権利行使の保証という四つの面から、インターネット取引の経営者の義務について定めている。

(一) 情報収集

消費者の個人情報の収集について、意見募集稿の第22条第1項は、基本的に現弁法の第18条の規定を踏襲しているが、下表の2項目が新たに義務付けられている。

義務	規定の内容	解説
その都度、消費者の同意を得る必要あり	インターネット取引の経営者が消費者の個人情報を収集・使用するにあたっては、その都度、消費者の同意を得なければならない。一括で授権する形式を採用してはならない。	実際の運用にあたり、個人情報の種類(項目)ごとに同意を得るべきか、消費者が異なる機能(閲覧、決済等)を利用する度に同意を得るべきか等、まだ明確になっていない点がある。
サービス提供拒否の禁止	インターネット取引の経営者は、消費者がインターネット取引に関係しない個人情報の収集に同意しなかったことを理由として、商品の販売又はサービスの提供を拒否してはならない。	『サイバーセキュリティ法』第41条第2項の規定と組み合わせて解釈すると、インターネット取引の経営者は、提供する商品又はサービスに関係のない消費者の個人情報を収集することはできず、また消費者が取引に関係のない情報の収集に同意しなかったことを理由として、商品の販売又はサービスの提供を拒否してはならない。

(二) 情報管理

消費者の個人情報の管理について、意見募集稿第22条の第3項では、現弁法と同様に、インターネット取引の経営者(その従業員も含む)に対して、守秘義務の厳守、セキュリティ保護策の採用、情報漏洩・紛失後

の速やかな救済措置の実行を定めており、安全管理の徹底を義務付けている。

(三) 情報の使用

意見募集稿第19条の第1項、第20条は、①「個人的な特徴」の範囲、②選択肢の提供に関するルール、③表示方法という3つの面から、『電子商務法』第18条に定める「EC 経営者が消費者の嗜好・趣味、消費習慣等の特徴に基づいて、消費者に対して商品又はサービスの検索結果を提供する場合、当該消費者の個人的な特徴に特化していない選択肢も同時に提供しなければならない」という規制を強化している。具体的には、①「個人的な特徴」の範囲に、「閲覧履歴」を追加し、②選択肢の提供に関するルールについては、商品又はサービスの検索結果の提供時のみならず、ビジネス情報を表示する際にも、個人的な特徴に特化した情報以外の選択肢の提供も行うよう規定し、③個人的な特徴に特化していない選択肢を「目に付く方法」で提供するよう義務付けている。つまり、意見募集稿では、インターネット取引の経営者が、消費者の個人情報を利用して、商品又はサービスの検索結果、ビジネス情報の表示を行うことは認めているものの、目に付く方法で消費者の個人的な特徴に特化していない選択肢も同時に表示することを義務付けている。

(四) 消費者による権利行使の保証

意見募集稿第23条の第1項は、インターネット取引の経営者は、消費者の知る権利、選択権、個人情報の管理権限の行使を保証することを目的として、『電子商務法』第24条の規定を踏まえ、インターネット取引経営者は、消費者に対して、情報の照会・訂正・削除及びユーザーアカウントの削除方法や手続きを明示しなければならないと規定している。

Ⅲ. 義務に違反した場合の責任

意見募集稿は、『消費者権益保護法』、『電子商務法』の関連規定と連動して、上記の消費者個人情報保護義務違反に対する行政処罰を明確化し、意見募集稿の執行力を高めている。

内容	根拠	行政による監督、行政処罰
情報の収集、管理に関する義務違反	意見募集稿第61条、 『消費者権益保護法』 第56条	是正命令、警告、違法所得の没収、違法所得の1倍以上10倍以下の罰金(違法所得がない場合、50万元以下の罰金) (情状が重大な場合) 営業停止、営業許可証の取り消し
情報の使用に関する義務違反	意見募集稿第59条、 『電子商務法』第77条	是正命令、違法所得の没収。5万元以上20万元以下の罰金 (情状が重大な場合) 20万元以上50万元以下の罰金
消費者による権利行使の保証に関する義務違反	意見募集稿第57条、 『電子商務法』の第76条、第81条	プラットフォームに出店している経営者: 是正命令、1万元以下の罰金 ネット取引プラットフォームの運営者: 是正命令、2万元以上、10万元以下の罰金 (情状が重大な場合) 10万元以上50万元以下の罰金

上記のほか、インターネット取引の経営者は、消費者個人情報保護の義務違反と判断された場合、上記行政処罰以外に、民事責任(権利侵害の停止、謝罪、損害賠償等)を追及される可能性もあることに留意が必要である。

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟（ILASA）より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2019年6月)

■ ニュースフォーカス No.7 2019

2019 深圳「質の高い都市刷新・開発を更に促進する措置」を発表

http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/969_ext_02_0.pdf

業務開発室

■ MUFG BK 中国月報 第161号 (2019年7月)

「最近の自由貿易試験区の改革・開放措置」

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jxb0bwtk21H7e9f8bb4Iid0jxb0diys8y>

国際業務部

■ MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/6/16

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jx5fxs8lugH88c14bdeIid0jx5fzfb1tg>

国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室

北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214